

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5以上100分の155以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85以上100分の95.5未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の74.5未満</u></p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上<u>100分の145</u>以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78.5</u>以上100分の86未満</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の71</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の71</u>未満</p> <p>2 略</p>

#### 第2

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 非常勤職員（条例第5条第2項に規定する<u>短時間勤務職員</u>（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 条例第24条の3第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 非常勤職員（条例第5条第2項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p>

(5)・(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第6条第1項に規定する職員以外の職員

(8) 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。）

(9) 自己啓発等休業職員（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）

### 第3条 略

(1) 略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）となった者  
ア・イ 略

ウ 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員

エ 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員

オ 教育長

カ 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の適用を受ける者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となった者  
ア～ウ 略

(5)・(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第5条の2第1項に規定する職員以外の職員

(8) 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

第3条 条例第24条の3第1項後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となった者  
ア 条例の適用を受ける職員  
イ 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となった者  
ア 国家公務員（公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）を含む。以下同じ。）（教育委員会の定める職員に限る。）

イ 他の地方公共団体の職員（教育委員会の定める職員に限る。）

ウ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12

第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第6条 略

2 略

(1)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 略

(4) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(5) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業 (以下「修学部分休業」という。)の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 略

(1)~(3) 略

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育

年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第6条 条例第24条の3第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 条例第24条の6第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員(同条第5項において準用する条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(3) 略

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育

児休業条例第6条第2項に規定する職員以外の職員

- (5) 大学院修学休業職員
- (6) 自己啓発等休業職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 略

2 略

- (1) 略
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員として在職した期間
- (3) 略
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5)～(8) 略
- (9) 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (10) 略

児休業条例第5条の2第2項に規定する職員以外の職員

- (5) 第2条第8号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 略
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 略

(4)～(7) 略

(8) 略

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1の表の改正部分は、平成19年12月25日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成19年12月1日から適用する。